



幹本  
申1号

## 労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外 及び公休日の労働に関する協定に関する申し入れ

その  
1

1項 「新幹線統括本部」における事業所ごとの時間外労働月別平均時間及び年次有給休暇の取得日数を明らかにすること。

- ・上野新幹線第二運転所は2018年4月～12月の時間外労働時間実績は68時間09分。年休使用数は14.7日。2017年4月～12月は66時間08分。年休使用数は14.9日。
- ・盛岡新幹線運輸区は、2018年4月～12月の時間外労働時間実績は65時間04分。年休使用数は13.7日。2017年4月～12月の時間外労働時間実績は56時間17分。年休使用数は14.1日。

2項 「新幹線統括本部」発足以降に発生している諸課題を解消し、これまで以上に適正な労働時間管理ができる体制と仕組みを構築すること。

- ・一部職場において、担当者レベルに業務管理規定変更の周知がされず、通常業務が進まない事態も発生していた。変更した際の周知方法については工夫していく。
- ・業務に関する連絡は現在代表電話で受けて対応している。マルチに仕事できる風土づくりをしたい。定着するようにしていきたい。現場で仕事が滞ることの無いようにしていきたい。
- ・各支社主管部の受け持っていた業務は、統括本部が引き継いで行うことになる。
- ・公式試運転等の試験責任者の担当は支社の他、過去には指導員や指導助役が一部担うこともあった。試験の内容等を含めて、指導員の声などを聞き、連携して進めていく。適正な業務管理をして重荷にならないようにしたい。

**指導担当は、短時間行路の乗務も行っている中、添乗や訓練を整理して時間管理していることを認識すべき！！**

3項 法令を遵守するため、4月1日から改正された労働基準法の内容と趣旨、実施方法を周知徹底すること。

- ・「限度時間を超えて労働する労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」については、「医師による面接指導」と「産業医等による助言・指導や保険指導」の2項目を記載する予定である。
- ・時間外労働の合計数が1ヶ月100時間未満、2～6ヶ月を平均して80時間を超過しないこととする「チェックボックス」は、協定締結時に相互に法律の要件を満たしていることを確認する。
- ・年休の5日以上取得に関しては本人の意思確認を行っていく。取得の懇懇は年間を通じて行う。
- ・企画部門は時間外労働も増えており、新幹線統括本部の準備作業が影響している。
- ・コアタイム無しのフレックスタイム制は、統括本部の企画部門と、総合指令所の一部の日勤者が対象となる。労働実績をつけることが大切であり、引き続き労働時間の適正な把握について取り組む。
- ・テレワークは統括本部の企画部門を対象に既に利用できる状態となっている。なお、制度の利用については回数を把握するものではないと考えている。労働時間管理は必要である。
- ・労働時間管理について、資料を配付して終了ということだけでなく、説明会などを含めて周知していきたい。